

# 医療の会計・税務 第1回

医療事業部より  
平成 26 年 1 月

## 1, 医療法人とは？

医療法人とは、病院、医師等が常勤する診療所又は介護老人保健施設の開設・所有を目的とする法人をいい、医療法を根拠法として、その 39 条では社団と財団の 2 種類が認められています。

医療法人の設立には都道府県知事の認可が必要（医療法 44 条）で、2 以上の都道府県で病院等を開設する医療法人の場合は厚生労働大臣の認可が必要となります。

## 2, 医療法人の会計・決算

### (1) 会計年度

医療法 53 条に「医療法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定されており、会計年度は原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされますが、定款又は寄附行為にその医療法人の実情に合った会計年度を定めることもできます。

### (2) 医療法人の会計

医療法 50 条の 2 において「医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」とあるだけで、医療法人会計基準といったような基準は特に定められていません。

### (3) 医療法人の決算

医療法 51 条では「医療法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。」とされ、「理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。」と規定されています。

提出された事業報告書等は社員総会等に諮る前に監事の監査を受け、監事監査報告書が作成される事になりますが、この取扱いは、医療法人の透明性の確保を図る目的で規定されています。

さらに、医療法 52 条では「医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書等、監査報告書などを都道府県知事に届け出なければならない。」とされています。

## 3, 医療法人と会社の相違点

### (1) 事業の目的による分類

医療法人は病院又は診療所の経営を主たる目的としますが、それ以外の公益性は要求されていないことから公益法人とは区別され、剰余金の配当禁止（医療法 54 条）により営利法人の性格を否定されているため、会社法上の会社とも区別されます。

概念としては、営利も公益も目的としない法人として中間法人とされ、中間法人の例としては医療法人の他に労働組合、管理組合法人、協同組合なども含まれます。

## (2) 会社との相違

### ① 会計処理基準

会社の所得計算について、法人税法 22 条 4 項では「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定しています。

医療法人については、医療法 50 条の 2 において「医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」と規定しています。

### ② 株主資本等変動計算書

会社に株主が存在する場合に必要な決算書類ですから、医療法人には必要ありません。

### ③ 法人税

イ 法人税法 2 条(定義)に規定する「同族会社」とは、会社法に規定する株式会社や合同会社などの事を言うのであって、医療法人は会社ではありませんから、法人税法上の同族会社に当たらないため、別表 2「同族会社の判定に関する明細書」は不要ですし、特定同族会社の特別税率(留保金課税)の適用はありません。

#### ロ 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医療法人の各事業年度の所得金額の計算上、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下(自由診療報酬と合わせて年間 7,000 万円以下の場合に限る。)である時は、社会保険診療報酬に係る必要経費は、概算経費率により計算した金額の損金算入の特例の適用があります。

#### ハ 法人税率

一般の医療法人の法人税率は普通法人と同じで、年 800 万円以下は 15%、年 800 万円を越える部分は 25.5%となります。

特定医療法人については公益法人等と同じで 15%となります。

### ④ 消費税

医療法人が行った健康保険法等の規定に基づく療養・医療若しくは施設療養等としての資産の譲渡等については、社会政策的な見地から非課税とされています。

### ⑤ 事業税

#### イ 社会保険診療報酬等に係る所得の非課税

社会保険診療報酬等に係る所得については非課税とされています。

#### ロ 税率

医療法人は事業税の計算上は特別法人に該当し、東京都の場合、自由診療等に係る所得の金額のうち年 400 万円までは 2.7%の税率が適用され、年 400 万円を超える金額は一律 3.6%の軽減税率が適用されます。

#### ハ 中間申告、予定申告が不要

確定申告税額の金額に関係なく、事業税の中間申告又は予定申告は必要ありません。

#### ニ 外形標準課税

外形標準課税の適用はありません。

### ⑥ その他

上記以外でも、医療法人と一般の事業会社とでは異なる点があるため、税額計算等の際には注意が必要となります。